

中小企業者向け省エネ促進税制 (法人事業税の減免)

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の推進の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税を減免します。

対象者

「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者

- ・中小企業者とは、法人事業税の納税義務者のうち、事業年度終了の日における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人をいいます。ただし、保険業法に規定する相互会社を除きます。
- ・「地球温暖化対策報告書」等については、環境局ホームページをご覧ください。

対象設備

次の要件を満たすものが対象となります。

①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの

- ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。詳細については、環境局ホームページをご覧ください。

②省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備で、東京都が導入推奨機器として指定したもの

- ・法人税法に規定する減価償却資産として償却すべきものをいい、使用可能期間が1年未満であるもの又は取得価額が10万円未満であるものを除きます。
- ・貸付または住宅の用に供する設備、取得時に既に事業または住宅の用に供されていた設備(中古設備等)を除きます。

なお、上記の要件を満たした設備であっても、**都の助成を受けた設備は対象外**となりますのでご注意ください。

導入推奨機器

- ・空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機）
- ・照明設備*（LED照明器具、LED誘導灯器具）
- ・小型ボイラー設備（小型ボイラー類）
- ・再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）

*照明設備でランプ交換のみの場合は、導入推奨機器に指定されていないため対象になりません。

指定された機器の型式番号は、東京都ホームページ「導入推奨機器」で公表しています。

※機器の追加・取消について

導入推奨機器は、随時、追加・取消がありますので、機器更新時等には、必ず機器指定の最新の情報をご確認ください。

- ・機器の取消があった場合・・・指定取消後に取得した設備は、減免対象になりません。
機器の取消情報は、東京都ホームページ「指定取消機器一覧」をご覧ください。
- ・機器の追加があった場合・・・指定の効力の発生日が設備の取得後である場合は、減免対象になりません。

減免額

設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得事業年度の事業税額から減免します。

- ・減免を受ける事業年度の事業税額の2分の1を限度とします。
- ・減免しきれなかった額がある場合（取得事業年度の事業税額が0である場合を含む。）は、翌事業年度等の事業税額から減免できます。

対象事業年度（法人事業税の減免の場合）

令和13年（2031年）3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用

減免手続

減免を受けようとする事業年度の法人事業税の申告納付期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている場合は、その延長された日）までに、減免申請書に必要書類を添付して、所管の都税事務所に提出します。

※減免は、申請内容を確認した後に決定します。減免を受けようとする事業年度であっても、減免前の税額の全額を納付する必要があります。

※申請期限を過ぎますと、減免を受けることができませんのでご注意ください。

詳しくは、東京都主税局ホームページ内の「環境に関する都税の軽減制度について」をご覧ください。
申請様式や具体的なQ & Aも掲載しています。

● 個人事業税の減免

中小企業者向けの省エネ促進税制は、法人のほか個人事業者も対象としています。
個人事業者のうち個人事業税の納税者で、下記に該当する場合に減免の対象となります。
法人の場合とほぼ同様の手続ですが、適用期間等、異なる部分があります。

個人事業税の減免の概要

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した個人事業者
対象設備 (法人と同様)	次の要件を満たすもの ① 特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・ 特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 詳細については環境局ホームページをご覧ください。 ② 省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備で、東京都が導入推奨機器として指定したもの ・ 所得税法に規定する減価償却資産として償却すべきものをいい、使用可能期間が1年未満であるもの又は取得価額が10万円未満であるものを除きます。 ・ 貸付又は住宅の用に供する設備、取得時に既に事業又は住宅の用に供されていた設備(中古設備等)を除きます。 ただし、上記要件を満たした設備であっても、都の助成を受けた設備は、減免対象になりません。
減免額 (法人と同様)	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を取得年の所得に対して翌年度に課税される事業税額から減免 ただし、事業税額の2分の1を限度 ※ 減免しきれなかった額は、翌年度の事業税額から減免可
適用年度	令和12年(2030年)12月31日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用

※ 個人事業税は、暦年の所得に対して翌年度に課税されますので、対象設備を取得した年の翌年度の定期課税分から減免の対象となります。

【個人事業税の減免に関するお問い合わせ先】

東京都主税局 課税部 課税指導課 個人事業税班 (TEL) 03-5388-2969

● お問い合わせ先

法人事業税の減免に関すること

- 所管の都税事務所又は支庁の法人事業税担当
- 東京都主税局 課税部 法人課税指導課 法人事業税班 (TEL) 03-5388-2963



東京都主税局ホームページ 「環境に関する都税の軽減制度について」

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/genmen/htt_kt/kangen-tokyo

主税局 環境減税

検索

地球温暖化対策報告書制度等に関すること

【地球温暖化対策報告書制度に関するお問い合わせ】

地球温暖化対策報告書制度 受付窓口

TEL 03-5388-3433

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/businesses>

【地球温暖化対策報告書制度関連】



【温室効果ガス排出総量削減義務に関するお問い合わせ】

総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口

TEL 03-5388-3438

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/helpdesk/

【導入推奨機器検索】

【導入推奨機器検索】

東京都産業労働局ホームページ

<https://www.donyu-suisho.metro.tokyo.lg.jp/>

【導入推奨機器に関するお問い合わせ】

東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)ヘルプデスク

TEL 03-5990-5087

